

平成 29 年 10 月 16 日
神戸市行財政局財政部契約監理課

工事請負契約等の設計変更契約に関する事務の簡素化について

工事及び建設コンサルタント業務等の請負契約において設計変更に伴い契約金額を増減する場合、口頭での見積金額の提示（いわゆる「見積もり合わせ」）及び見積書の提出をお願いしていましたが、請負人の事務負担軽減の観点から廃止し、下記のとおり取り扱うことといたします。

記

1 簡素化の内容

(1) 予定価格の提示

設計金額を元に算定した予定価格を提示します。

(2) 諾否の意思表示

提示された予定価格での変更契約に応じるか、応じないかの意思表示をお願いいたします。

応じる旨を意思表示された場合は、当該金額で契約いたします。

2 実施時期

平成 29 年 11 月 1 日

担当：契約監理課監理係・工事契約係